

# 平成27年度 第2回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成28年2月18日（木）

午後2時から4時まで

鶴岡市クリーンセンター研修室

## 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 「一般廃棄物処理基本計画」(案) について

(2) 平成28年度「一般廃棄物処理実施計画」(案) について

4. そ の 他

5. 閉 会

# 鶴岡市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期H28.8.20まで

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
学識経験者	小 谷 寛 章	鶴岡工業高等専門学校名誉教授	
関係行政機関の職員	長 澤 吉 輝	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課長	
住民組織等の代表者	佐 藤 喜 一	鶴岡市衛生組織連合会副会長	
	太 田 ミチ夫	藤島地区衛生組織連合会会長	
	山 口 正 喜	羽黒地区衛生組織連合会会長	
	笠 井 恒 美	櫛引地区衛生組織連合会会長	
	渡 谷 一 志	朝日地域自治会連絡協議会副会長	
	小 玉 富 雄	温海地区衛生組織連合会会長	
	小 南 恵 子	鶴岡地域婦人会連合会理事	
関係商工業団体の代表者	菊 地 アツ 陸	鶴岡商工会議所青年部	
	上 野 隆 一	出羽商工会会長	
	竹 野 肇	鶴岡商店会連合会会長	
事 業 者	柴 崎 ル ミ	マックスバリュ東北株式会社鶴岡南店総務チーフ	
	御 橋 慶 治	一般社団法人鶴岡地区医師会事務局長	
	谷 川 仁	株式会社主婦の店鶴岡店総務部長	
	土 田 光 恵	生活協同組合共立社組織部	

## 事務局出席者

事務局	役 職 名
阿 部 一 也	鶴岡市市民部長
中 村 賢	鶴岡市市民部参事（兼）廃棄物対策課長
叶 野 明 美	鶴岡市藤島庁舎市民福祉課長
押 井 新 一	鶴岡市羽黒庁舎市民福祉課長
山 口 弘 男	鶴岡市櫛引庁舎市民福祉課長
佐 藤 美 鈴	鶴岡市朝日庁舎市民福祉課長
石 塚 み さ	鶴岡市温海庁舎市民福祉課長
佐 藤 正 胤	鶴岡市市民部廃棄物対策課課長補佐
門 脇 豊	鶴岡市市民部廃棄物対策課施設管理主査
滝 澤 巖	鶴岡市市民部廃棄物対策課施設管理係長
丸 山 正 樹	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進主査
渡 部 忠	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係長
長谷川 富 久	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係主任
高 田 美 穂	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係主任

# 一般廃棄物処理基本計画



平成28年3月

鶴岡市





# 目 次

第1章 計画の策定にあたって		
1, 計画策定の背景と目的	.....	1ページ
2, 計画の期間		
3, 計画の対象	.....	2ページ
4, 計画の位置付け		
第2章 ごみ処理の現況及び課題		
1, 前計画における目標値及び実績値	.....	3ページ
(1) 家庭系ごみの排出量		
(2) 事業系ごみの排出量		
(3) 集団回収量	.....	4ページ
(4) 家庭系・事業系ごみ排出量と集団回収量の合計		
(5) 1人1日当たりのごみ排出量	.....	5ページ
(6) リサイクル率	.....	6ページ
2, ごみ処理の現況		
(1) 一般廃棄物の処理体系		
(2) ステーション方式による一般ごみの収集・運搬	.....	4ページ
(3) 集団資源回収運動	.....	9ページ
(4) 一般廃棄物処分業等許可業者	.....	10ページ
(5) 中間処理及び最終処分施設の概要		
(6) 不法投棄対策及び海岸漂着ごみ対策		
3, ごみ処理の課題	.....	11ページ
(1) ごみ排出量の削減		
(2) ごみの資源化の推進	.....	12ページ
(3) 時代にあった分別、排出、運搬等の検討	.....	13ページ
(4) 処理・処分機能の維持		
(5) 地域の環境美化・保全の推進		
第3章 基本計画の目標		
1, 基本目標	.....	14ページ
2, 基本方針		
(1) 環境学習の推進		
(2) ごみ分別徹底と資源化の推進	.....	15ページ
(3) 適正かつ効率的なごみ処理の推進		
3, 人口・ごみ排出量の推計	.....	16ページ
(1) 人口の推計		

(2)  ごみ排出量の推計		
4,  計画の目標値	.....	17ページ
(1)  1人1日当たりのごみ排出量		
(2)  家庭系ごみの排出量		
(3)  事業系ごみの排出量		
(4)  集団回収量	.....	18ページ
(5)  家庭系・事業系ごみ排出量と集団回収量の合計		
(6)  資源化率	.....	19ページ
第4章  計画の推進にむけた施策		
1,  ごみ排出量削減のための取り組み	.....	20ページ
(1)  家庭系ごみ減量の推進 【Reuse=リユース】 【Reduce=リデュース】		
(3)  事業系ごみの減量の推進 【Reuse=リユース】 【Reduce=リデュース】		
(2)  環境学習、啓発・普及の充実	.....	21ページ
2,  リユース・リサイクルの取り組み 【Reuse=リユース】 【Recycle=リサイクル】		
(1)  市民、事業者及び行政が協力した取り組みの推進		
(2)  集団資源回収運動の推進	.....	22ページ
3,  適正かつ効率的なごみ処理の推進		
(1)  適正な収集・運搬の推進		
(2)  適正な処理及び処分機能の確保		
(3)  処理困難物等の適正な処理の推進	.....	23ページ
(4)  廃棄物対策事業コスト低減の推進		
(5)  不法投棄対策・散在性ごみ対策及び海岸漂着ごみの適正処理の推進		
4,  市民・事業者・行政の役割分担	.....	24ページ
5,  計画の推進管理	.....	26ページ
(1)  計画の推進管理		
(2)  取り組みの進展状況及び計画目標値達成状況の公表		
(3)  計画の見直し	.....	27ページ
資料 「ごみ排出量等の将来推計」 (鶴岡市ごみ焼却施設整備計画書より抜粋)		

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

鶴岡市は、山形県北西部に位置し、東西43km、南北56kmにおよび、東北の市町村の中で最大の1,311.53km<sup>2</sup>の面積を持っています。北に鳥海山を望み、東は出羽三山、南は朝日連峰、西は日本海に囲まれ、里山から山岳部にかけて広大な森林が広がるほか、平野部の水田地帯は良質米の産地として知られています。また、日本海がもたらす豊富な水産資源にも恵まれ、さらに、沿岸の砂丘地では園芸作物を中心とする畑作なども盛んに行われています。

本市は、このように、海、山、川及び平野が織りなす美しい自然と先人たちのたゆまぬ努力により、水と緑があふれる潤いのあるまちとして、また、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきました。

清潔で快適な環境の中で、文化的な生活をすることは私たち市民の願いであり、その中の一つに位置付けられている廃棄物対策は市民生活に一日たりとも欠くことのできない課題ですが、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動の進展は、私たちの生活を利便性の高いものとする一方で、多量のごみを排出し続けており、そのことが生活環境の悪化を招いています。

このような状況を受け、国は、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法の改正、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の整備を進め、ごみ減量・リサイクルの促進を図り、循環型社会の構築を目指すこととしています。

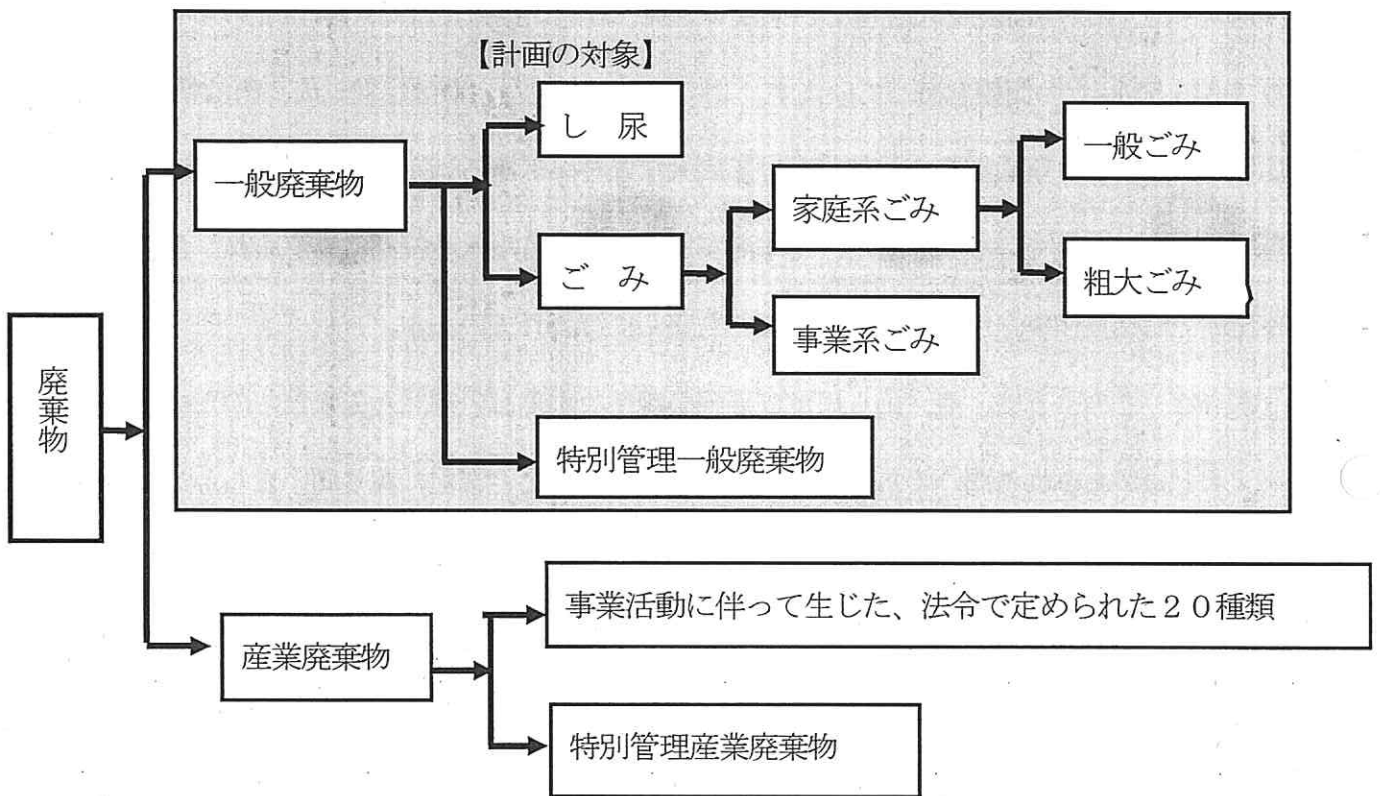
本市では、平成18年3月31日に平成27年度を目標年度とした「一般廃棄物処理基本計画」を改訂、平成23年3月31日にその一部の見直しを行っています。前計画の目標年度到達にあたり、前計画の評価と見直しを行い、また、更なる持続可能な循環型社会の実現を図るため、新たに「一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

## 2 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度とした10年間とし、平成32年度を中間年度、平成37年度を目標年度とします。

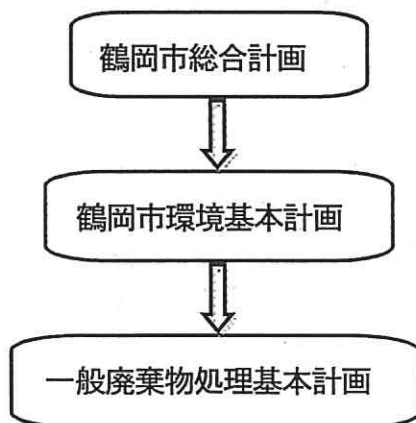
### 3 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等の中の一般廃棄物とします。



### 4 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画です。



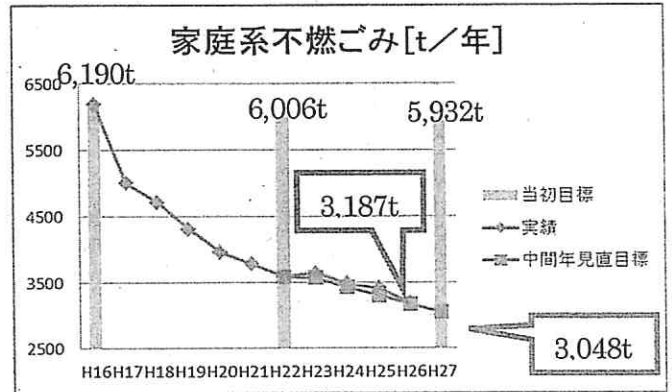
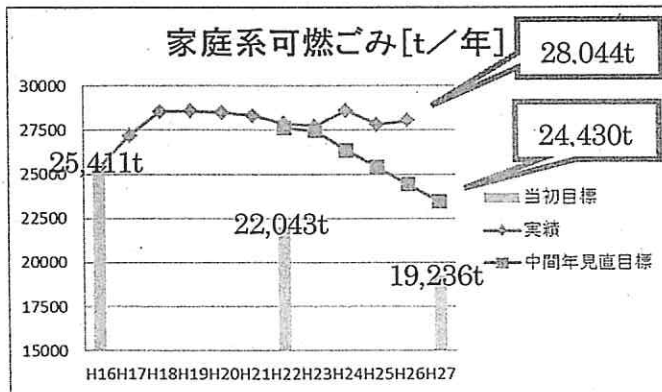
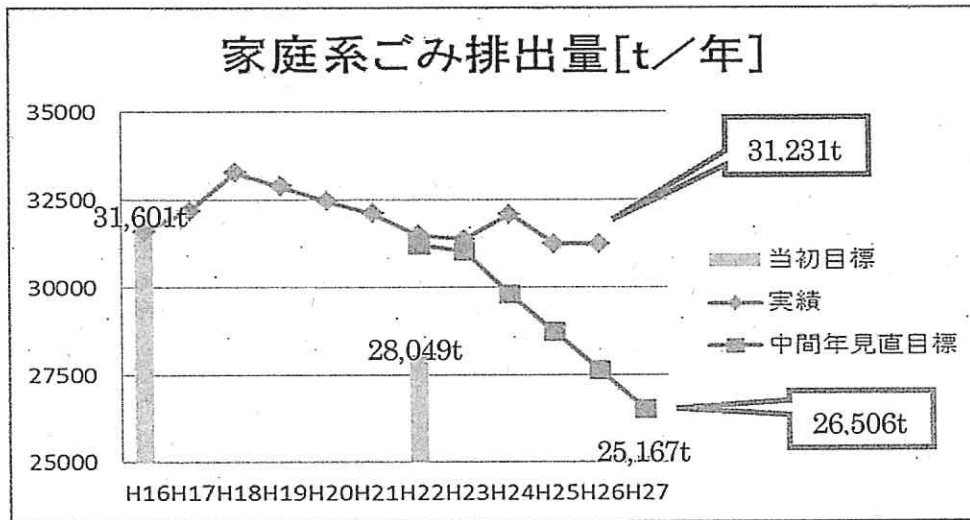
## 第2章 ごみ処理の現況及び課題

### 1 前計画における目標値及び実績値

平成27年度を目標年度として平成18年4月1日に施行、23年3月31日にその一部の見直しを行った前計画における目標値及び実績値は次の各号のとおりです。

#### (1) 家庭系ごみの排出量

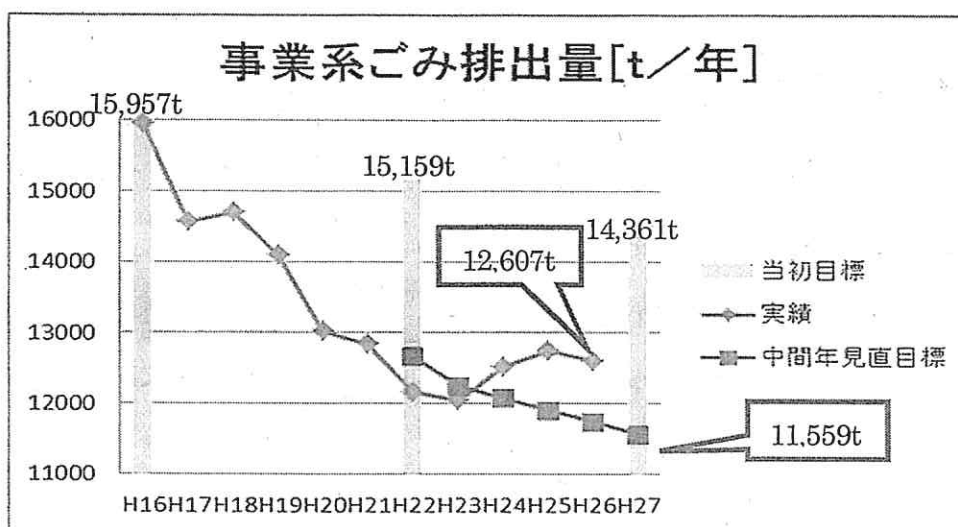
平成26年度の家庭系ごみ排出量の実績値は、31,231tで目標値を大幅に上回っています。不燃ごみの実績は、ほぼ目標値と同程度になっていますが、可燃ごみの実績が目標値を大幅に上回っています。



#### (2) 事業系ごみの排出量

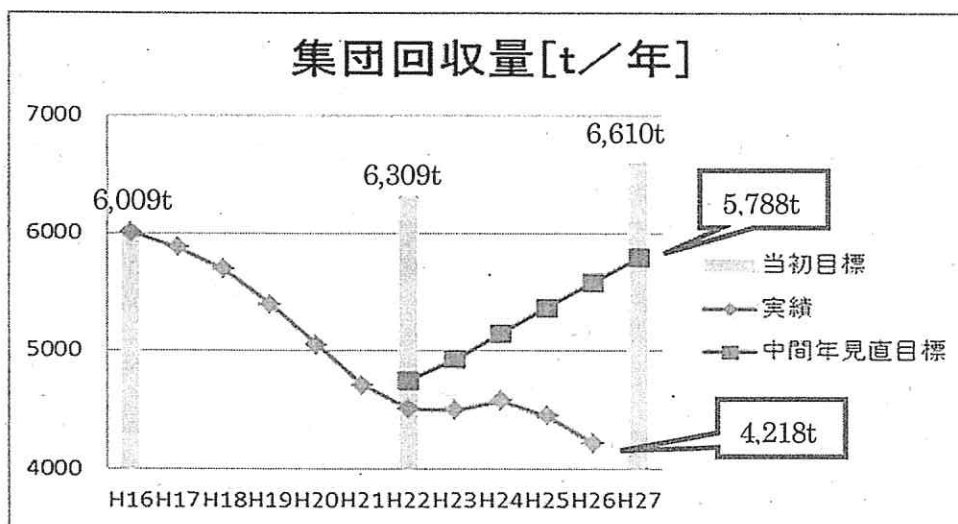
平成26年度の事業系ごみ排出量の実績値は、12,607tになっています。23年度まで順調に減少を続けてきましたが、24年度以降は増加傾向にあります。この傾向は全国的な

もので、要因としては景気が上向き傾向にあったことから、事業活動が活発になり、事業系廃棄物の排出量が増加傾向になっているものと推測されます。



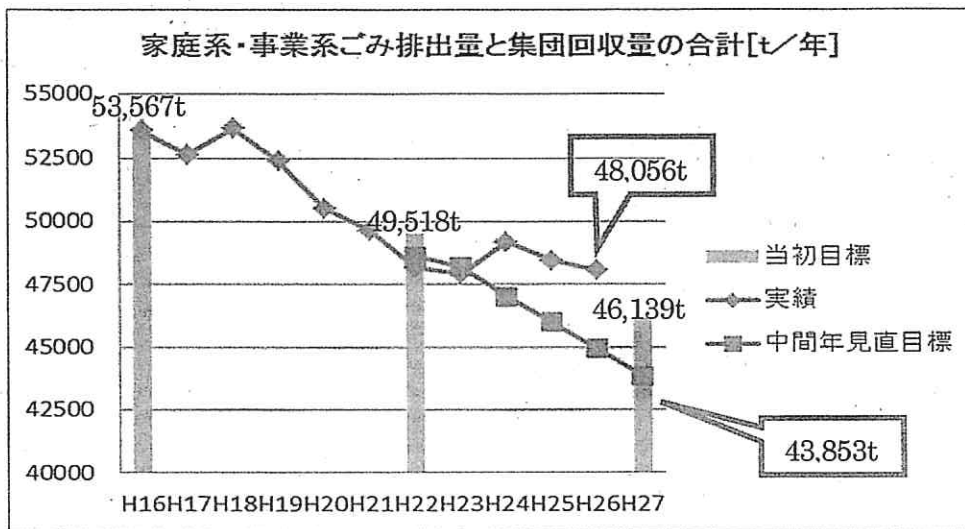
### (3) 集団回収量

平成26年度の集団回収量の実績値は、4,218tで目標値を大幅に下回っています。少子化等社会状況の変化が影響しているものと推測されます。



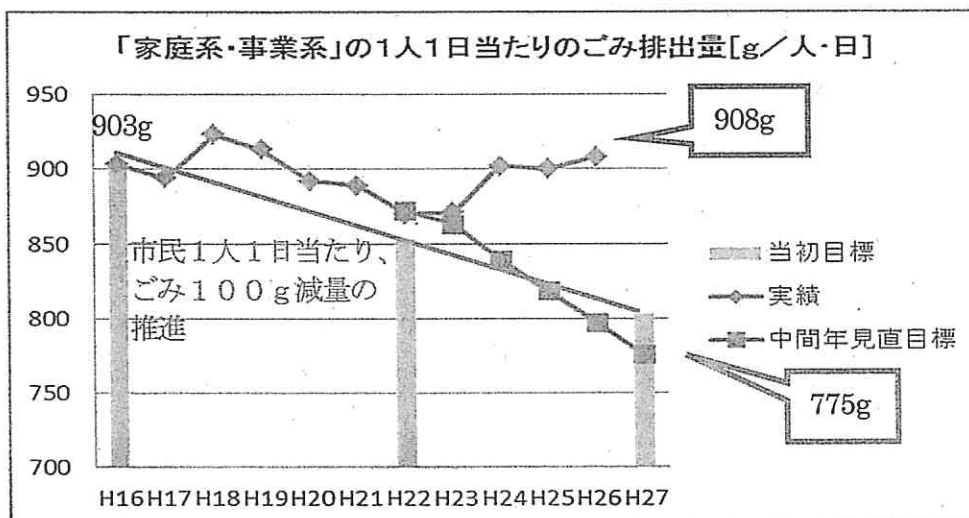
### (4) 家庭系・事業系ごみ排出量と集団回収量の合計

平成26年度の家庭系・事業系ごみ排出量と集団回収量の合計の実績値は、48,056tになっています。23年度まで順調に減少を続けてきましたが、24年度以降は増加傾向にあります。この傾向は全国的なもので、要因としては景気が上向き傾向にあったことから、個人消費や事業活動が活発になり、廃棄物の排出量が増加傾向になっているものと推測されます。



(5) 1人1日当たりのごみの排出量

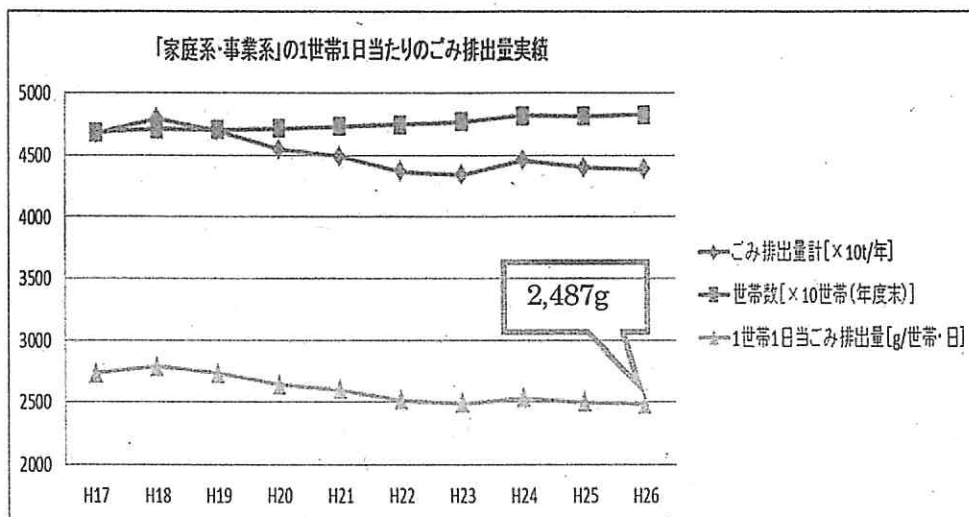
山形県では、平成24年3月に策定した第2次山形県循環型社会形成推進計画～ごみゼロやまがた推進プラン～で、1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量を「（市町村による処理量+集団回収量）÷ 県内の総人口 ÷ 年間の日数」で算出していますが、本市の前計画では「（家庭系・事業系ごみの排出量）÷ 人口 ÷ 年間の日数」で算出しており、集団回収量は含めていません。この算出による平成26年度の1人1日当たりのごみの排出量は908gで目標値を大幅に上回っています。24年度以降の事業系ごみ排出量増加等が影響しているものと推測されます。



一方、1人1日当たりのごみの排出量が目標値を上回っていることには人口減少が影響して

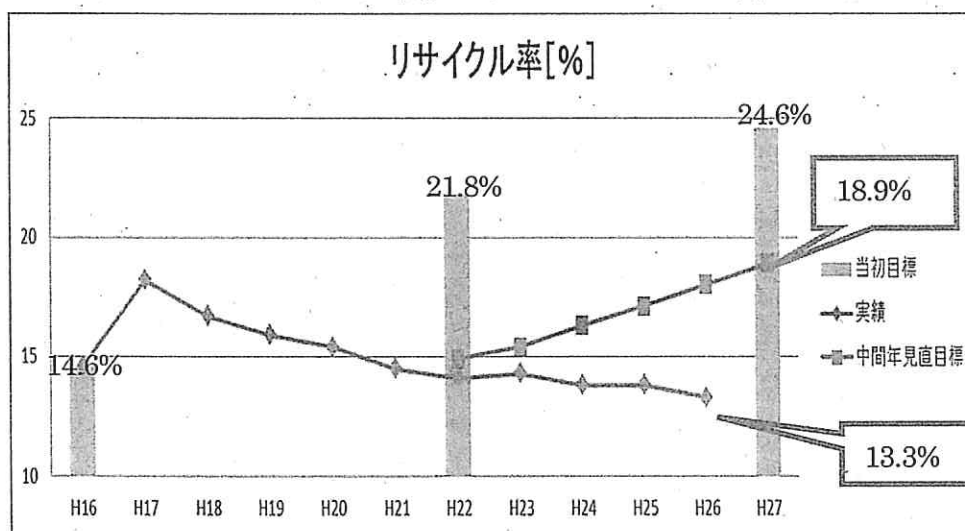
いるとも推測されますが、人口が減少している中で世帯数は減少していません。

ごみ排出量には世帯数も関係すると考えていますが、平成26年度の1世帯1日当たりのごみの排出量は2,487gとなっています。



## (6) リサイクル率

平成26年度のリサイクル率の実績値は、13.3%で目標値を大幅に下回っています。



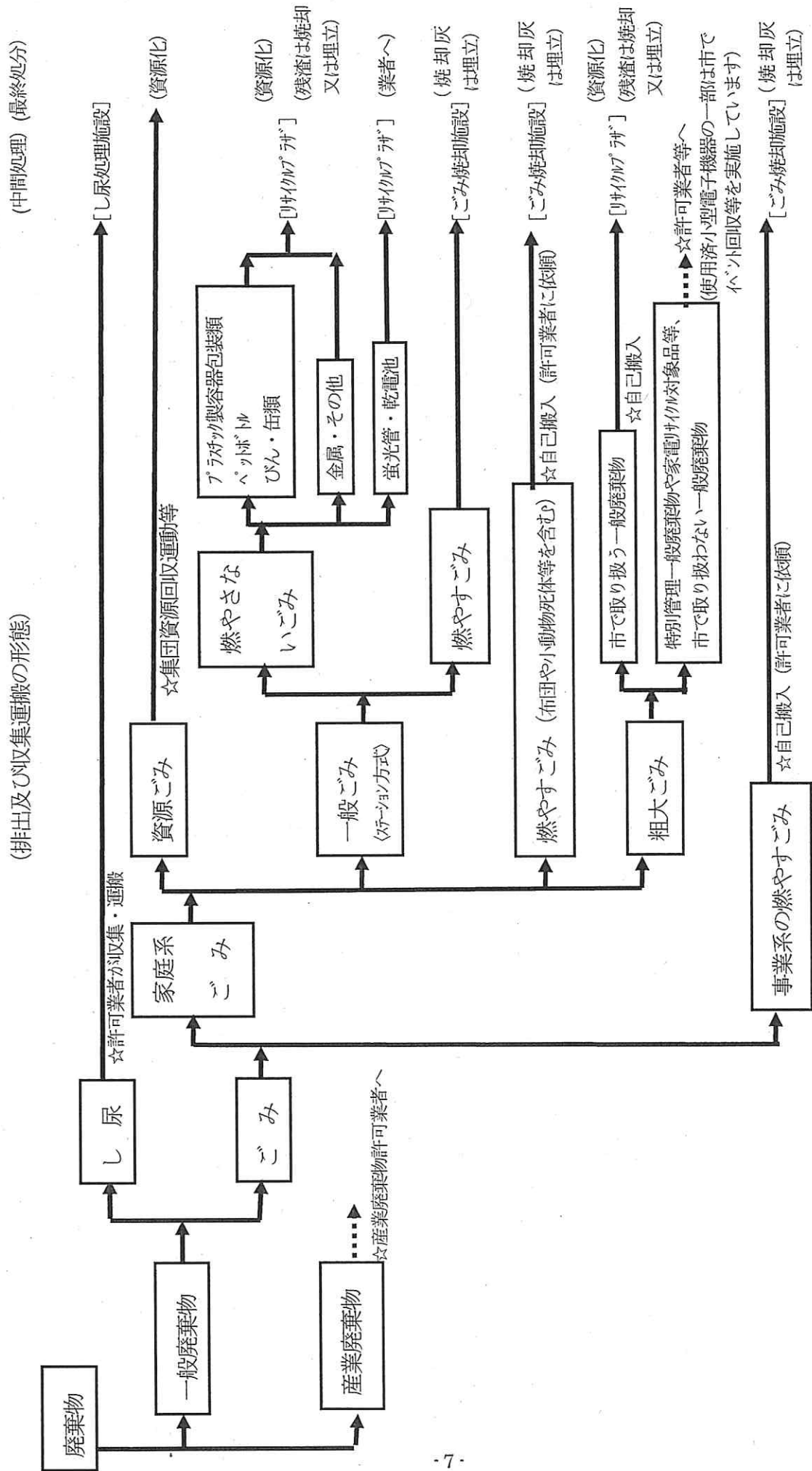
## 2 ごみ処理の現況

### (1) 一般廃棄物の処理体系

鶴岡市では、一般廃棄物は「(別図)一般廃棄物処理体系図」のとおり、収集、運搬、処理、処分しています。



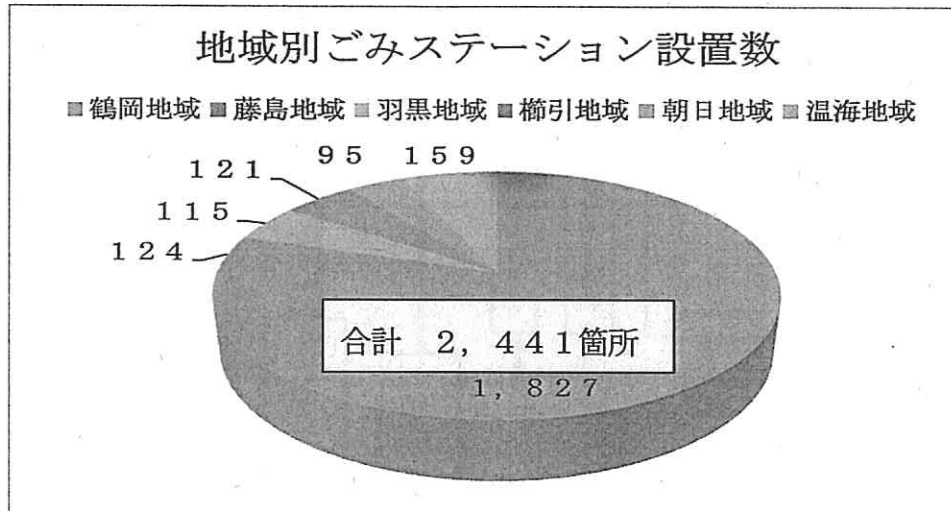
(別図) 一般廃棄物処理体系図



## (2) ステーション方式による一般ごみの収集・運搬

### ① ごみステーション設置状況

平成27年4月1日現在、町内会等が設置・管理しているごみステーションは、441箇所になっています。






### ② 指定ごみ袋

ごみステーションにごみを排出する際のごみ袋は、ごみの種類ごとに5種類の袋を指定しています。

ごみの種類と指定ごみ袋		
ごみの種類		指定ごみ袋
燃やすごみ		茶色の袋
プラスチック製容器包装類		桃色の袋
ペットボトル		黄色の袋
びん・缶		緑色の袋
金属・その他		青色の袋

### ③ ごみステーションからの収集

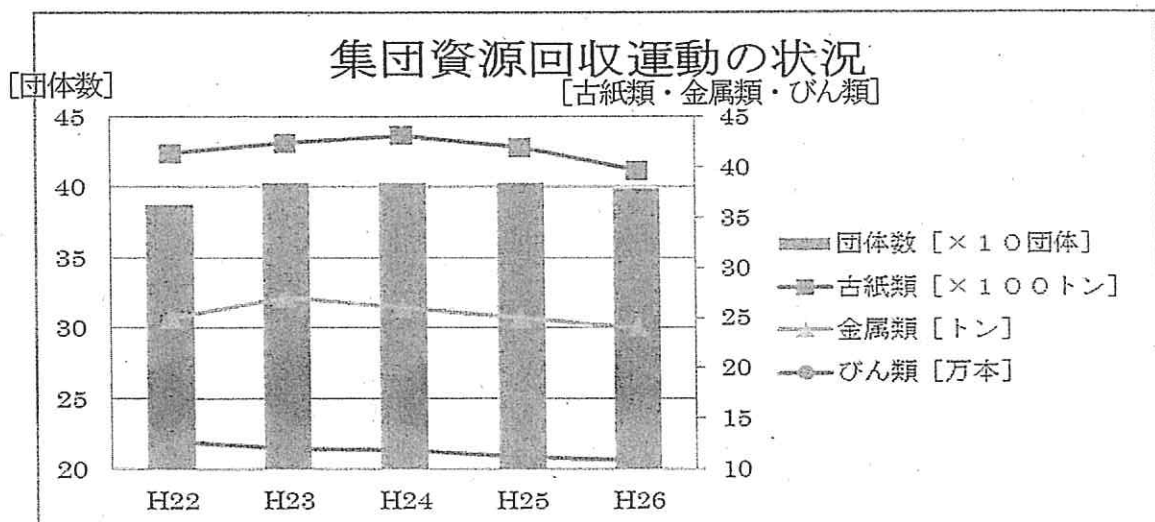
一般ごみは、ごみの種類ごとに収集日等を定めてごみステーションから収集しています。

ごみの種類と収集日等	
ごみの種類	収集日等
燃やすごみ	毎週2回
びん・缶 	隔 週
金属・その他	
プラスチック製容器包装類 	毎 週
ペットボトル 	
※1 蛍光管・乾電池	月 1 回

- ※1 蛍光管・乾電池には指定ごみ袋はありません。  
 蛍光管＝割らずに購入時のケースなどに入れて出すこととし、ケースがない場合  
 や割れたものは新聞紙等に包んで出します。  
 乾電池＝蛍光管とは別の袋で、ある程度中身が確認しやすい袋に入れて出します。  
 充電式電池・ボタン電池は、ごみステーションには出せません。

### (3) 集団資源回収運動

鶴岡市資源回収運動実施要綱（平成17年10月1日告示第257号）や鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱（平成17年10月1日告示第258号）に基づいて集団資源回収運動を実施していますが、平成26年度は、実施団体数399団体、古紙類回収量3,967t、金属類回収量24t、びん類回収量109千本になりました。



#### (4) 一般廃棄物処分業等許可業者

鶴岡市の一般廃棄物の収集、運搬、処理、処分に係る業務の質や量に基づいて、平成27年4月1日現在、一般廃棄物収集・運搬許業を42業者に許可する等、適正に事務を行っています。

一般廃棄物処分業等許可業者	
名 称	許可業者数
一般廃棄物収集・運搬許可業者	42業者
一般廃棄物処分業許可業者	11業者
し尿等収集運搬許可業者	10業者
厨房雑排水汚泥処分業許可業者	3業者
浄化槽清掃許可業者	9業者

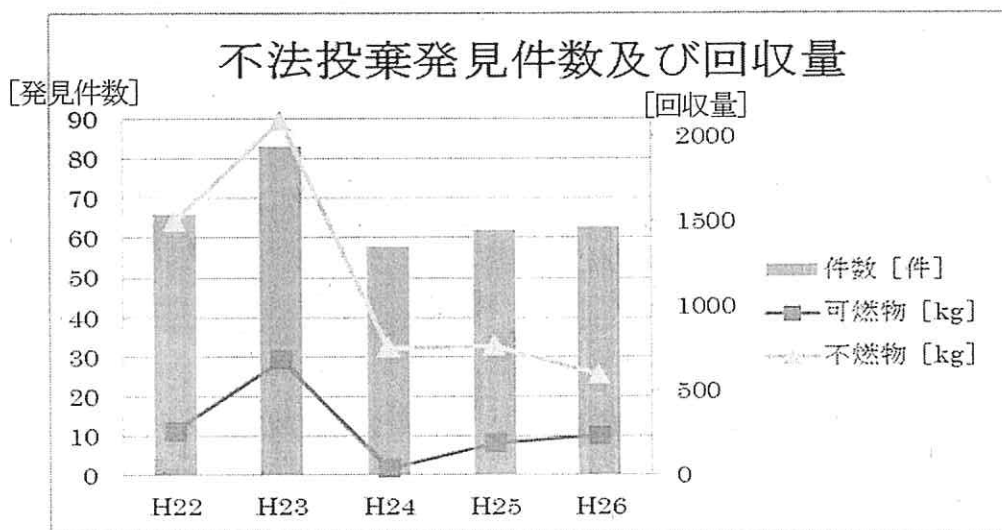
#### (5) 中間処理及び最終処分施設の概要

- ① 可燃ごみ処理施設 (鶴岡市焼却処理施設 鶴岡市宝田地内)  
日処理能力165tの施設が平成元年10月から稼働しています。
- ② 不燃ごみ処理施設 (鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」 鶴岡市水沢地内)  
不燃ごみと粗大ごみ処理施設として、平成17年4月から日処理能力49t(5h)で稼働しています。
- ③ 一般廃棄物最終処分場 (岡山一般廃棄物最終処分場 鶴岡市岡山地内)  
平成9年4月に供用開始し、ごみ焼却施設からの焼却灰とリサイクルプラザからの不燃残渣の埋立を行っています。
- ④ し尿処理施設 (鶴岡市し尿処理施設 鶴岡市宝田地内)  
日処理能力152k1の施設が平成7年11月から稼働しています。

#### (6) 不法投棄対策及び海岸漂着ごみ対策

庄内地区不法投棄防止協議会、鶴岡市不法投棄監視通報ネットワーク連絡協議会と連携して

不法投棄対策を実施するとともに、山形県海岸漂着物対策推進協議会や「美しいやまがたの海プラットフォーム」運営委員会等と連携して「裸足で歩ける庄内海岸」を目指して海岸漂着ごみ対策を実施しましたが、平成26年度は、63件の不法投棄を発見し、可燃物235kg、不燃物596kgを市が回収しました。

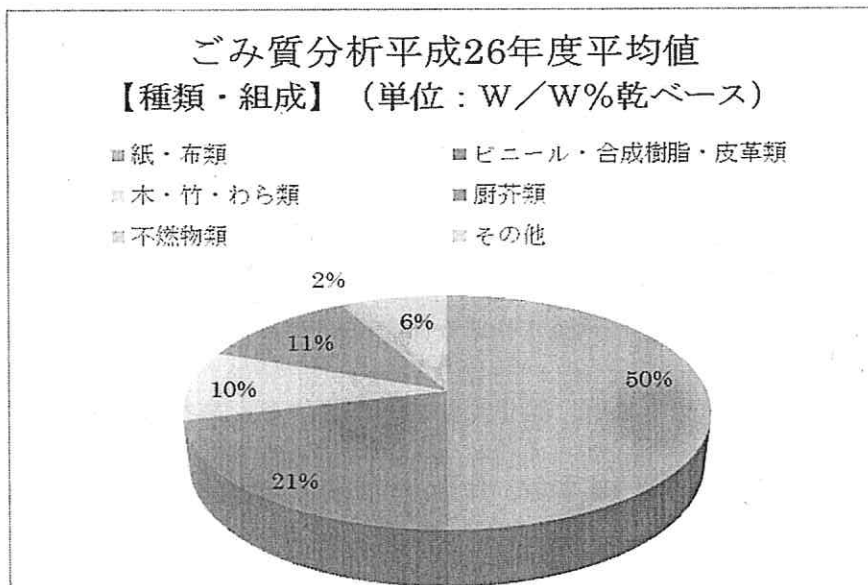


### 3 ごみ処理の課題

#### (1) ごみ排出量の削減

前計画の期間である平成18年度以降、家庭系・事業系ごみ排出量と集団回収量の合計は年々減少を続けて来ましたが、24年度に増加に転じて前計画の中間年見直目標43,853tに対して26年度の実績値は48,056tになっており、ごみ排出量の削減が課題になっています。

平成26年度の可燃ごみの組成比（乾燥重量比）を見ると紙・布類が50%となっており、紙・布類の可燃ごみへの排出量を削減することが重要な課

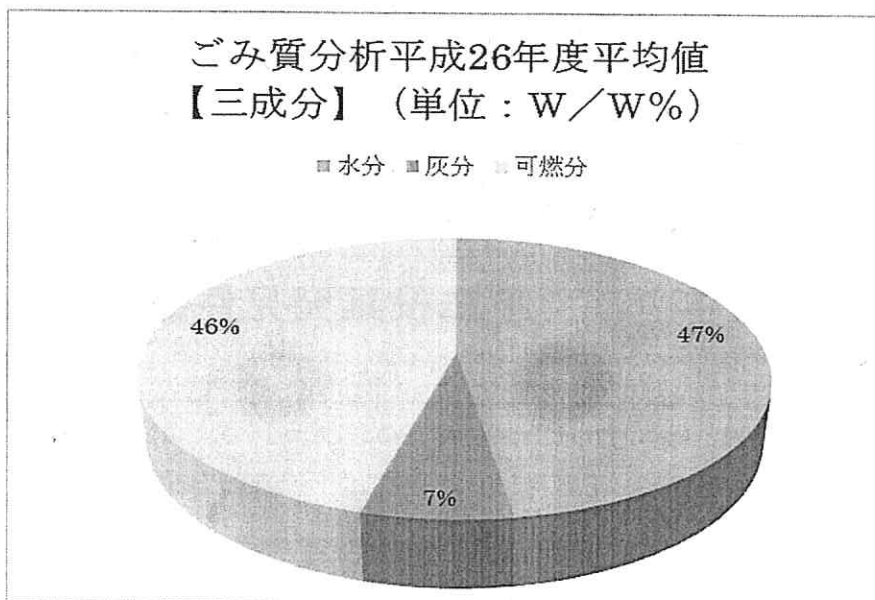


題になっています。

また、水分、灰分及び可燃分の三成分比を見ると水分が47%となっています。

多くの水分を含む生ごみの可燃ごみへの排出量削減や水切りの徹底、刈り草の可燃ごみへの排出

量削減や乾燥の徹底等により水分量を減少することが重要な課題になっています。



## (2) ごみの資源化の推進

平成26年度のごみ排出総量48,056tの内、家庭系可燃ごみ28,044tと事業系ごみ12,607tの合計40,651tが可燃ごみで排出総量の約85%におよびます。可燃ごみの50%を占めている紙・布類を集団資源回収で排出するよう普及啓発を図り、資源化を推進する必要があります。

家庭系不燃ごみについても適正に分別し、びん等の資源化を推進する必要があります。

また、使用済小型電子機器等を適正に回収して資源化する等、総合的に取組みを展開してごみの資源化を推進することが課題になっています。

さらには資源の集団回収量について、平成16年度には6,009tを回収しており、総リサイクル量の約77%を占めてリサイクル率14.6%に貢献していましたが、26年度には4,218t、総リサイクル量の約66%にとどまってリサイクル率も13.3%に低下しています。第2章、第1節において「少子化等社会状況の変化が影響しているものと推測されます」としていますが、今後、集団資源回収運動による回収量の減少傾向もあり、回収量の増加

を目的として、鶴岡市資源回収運動実施要綱や鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱改訂も含めて、対策を検討することが課題になっています。

### (3) 時代にあった分別、排出、収集、運搬等の検討

今後の高齢化等、社会状況の変化に対応するためにも、適正なごみの分別、排出、収集、運搬のあり方等について検討することが課題になっています。

### (4) 処理・処分機能の維持

一般廃棄物の処理施設や最終処分場について、耐用年数や処理能力などを勘案し、将来の処理量に見合った処理施設を整備し、適正な処理及び処分の機能を確保することが課題になっています。

### (5) 地域の環境美化・保全の推進

快適な生活環境と豊かな自然環境を維持、保全するため、不法投棄の防止を図るとともに、クリーン作戦等による環境美化・保全運動を推進し、市民の環境意識の高揚を図る必要があります。

## 第3章 基本計画の目標

### 1 基本目標

鶴岡市は、四季折々の多様で豊富な自然環境に恵まれ、城下町としての歴史を背景とした文化の薫り高いまちとして、さらに、本市の特性を活かした取組みによって、安全・安心で活力あるまちとして発展してきました。

一方で、本市を取り巻く状況は、少子高齢化を伴う人口減少の進展など、多くの課題が存在しており、特に、一般廃棄物に関する課題に対しては「市民」、「事業者」及び「行政」がそれぞれの役割をはたし、相互に協力しあって取り組むことが重要になっています。

市民一人ひとりが「もったいない」という考え方を大切にしながら、ごみを減らし【Reduce=リデュース】、使えるものは繰り返し使い【Reuse=リユース】、ごみになったら再び資源として利用【Recycle=リサイクル】するという、「3R」の取組みを推進し実際に行動することが求められています。

このため、本市では、一人ひとりの心をつないで、市民、事業者及び行政それぞれが役割分担（パートナーシップを構築）して循環型社会の構築を目指します。

#### 【本計画における基本目標】

一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会

～みんなで進める3R～

### 2 基本方針

環境にやさしい循環型社会をみんなで作るため、次の3つを基本方針とします。

#### 基本方針 1

#### 環境学習の推進

～ ごみに関心を持ち理解を深めます ～

##### (1) 情報の提供

- ごみの減量化・資源化の推進を図るため、ホームページ、フェイスブック、広報つるおか、マスコミなどそれぞれの情報媒体の特性を生かしながら効果的な情報発信をしていきます。



## (2) 環境教育・環境学習の推進

- 鶴岡市リサイクルプラザ（くるりん館）を活用した体験教室や環境イベントを推進していきます。
- 町内会等における出前講座の開催等、市民と協働して環境教育・環境学習を推進していきます。

### 基本方針 2

### ごみ分別の徹底と資源化の推進

～ ごみにしないで資源にします ～

#### (1) ごみ減量の推進、ごみ分別の徹底

- 環境学習を推進し、ごみの減量、ごみ分別の徹底を進めていきます。

#### (2) 集団資源回収運動の推進

- 地域における集団資源回収運動を支援していきます。

### 基本方針 3

### 適正かつ効率的なごみ処理の推進

～ 適正で効率的なごみ処理をします ～

#### (1) 収集・運搬の適正化

- 一般廃棄物収集運搬業務を適正かつ効率的に実施していきます。
- 一般廃棄物の収集、運搬及び処分等に係る許可業務を適正に実施していきます。

#### (2) 適正な処理及び処分の機能確保

- 将来の処理・処分量に見合った廃棄物処理施設の適正な処理及び処分機能を確保していきます。

#### (3) 処理困難物等の適正処理

- 特別管理廃棄物等の関係法令の規定に基づく適正な取扱いの啓発・指導を行います。

#### (4) 廃棄物対策事業コストの低減

- 廃棄物対策事業コストの低減に努めていきます。

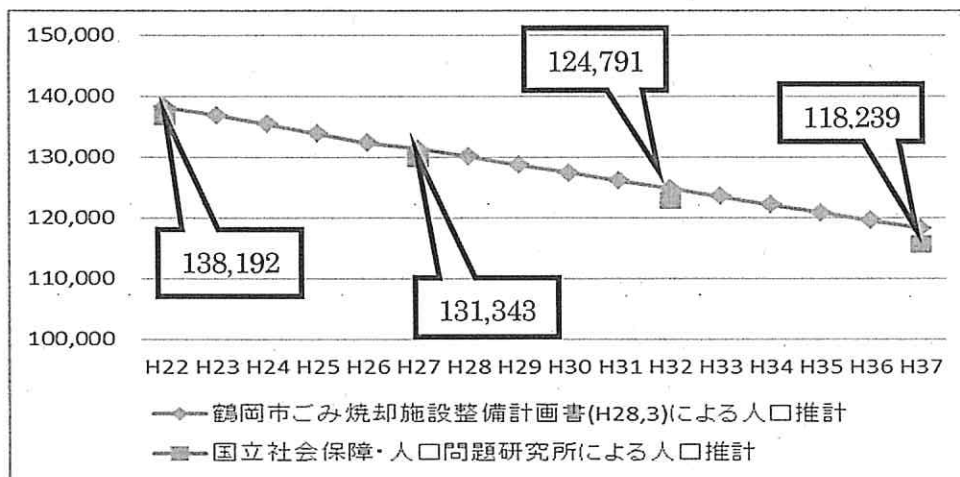
### (5) 不法投棄や散在性廃棄物のない地域づくり

- 不法投棄対策、散在性ごみ対策を推進していきます。
- 海岸漂着ごみの適正処理に努めていきます。

## 3 人口・ごみ排出量の推計

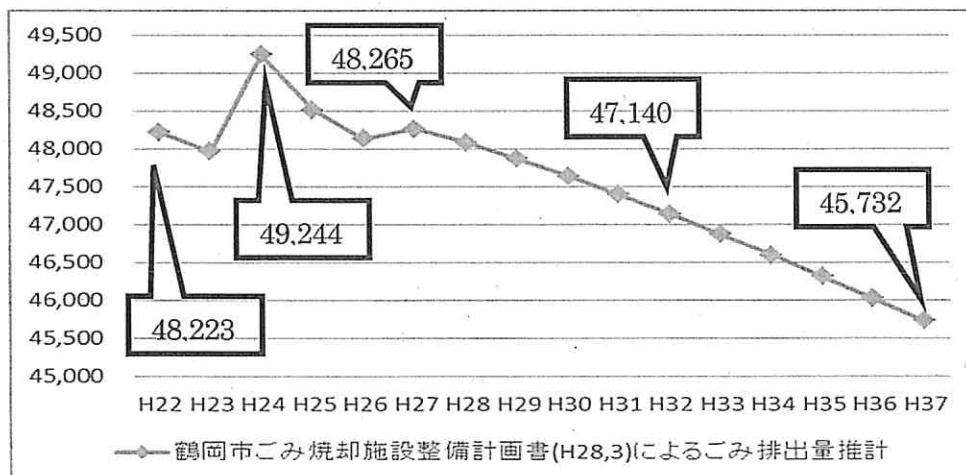
### (1) 人口の推計

資料「ごみ排出量等の将来推計」より、本市の将来人口は、平成32年度には124,791人、37年度には118,239人へ減少すると推計され、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計と近似した結果になっています。



### (2) ごみ排出量の推計 (家庭系・事業系ごみ排出量 + 集団回収量)

資料「ごみ排出量等の将来推計」より、ごみ排出量も、平成32年度には47,140t、37年度には45,732tへ減少すると推計されます。



## 4 計画の目標値

### (1) 1人1日当たりのごみの排出量

山形県では、平成24年3月に策定した第2次山形県循環型社会形成推進計画～ごみゼロ  
※1  
やまがた推進プラン～で1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）の排出量を、平成21年度の  
909gから27年度には860g、32年度には820gへ減少する目標を定めています。

※2  
鶴岡市では、平成26年度997gとなっており、人口及びごみ排出量の推計では32年  
※3  
度1,035gとなります。

これを820gにするためには、32年度のごみ排出量を26年度比で約22%減となる  
37,350tとしなければなりません。この目標達成は困難であり、毎年度の人口及び  
ごみ排出量の結果を検証し、1人1日当たりのごみの排出量削減に努めます。

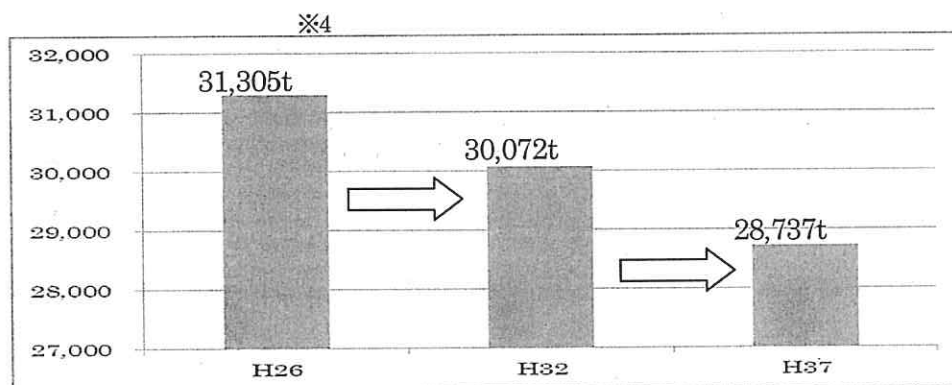
※1 (市町村による処理量+集団回収量) ÷ 県内の総人口 ÷ 年間日数

※2 (家庭系31,305t+事業系12,607t+集団回収4,218t) ÷ 132,313人 ÷ 365日

※3 (家庭系30,072t+事業系12,965t+集団回収4,103t) ÷ 124,791人 ÷ 365日

### (2) 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみの排出量は、資料「ごみ排出量等の将来推計」のとおり平成26年度の31,305tから約8%、2,568t減量し、37年度における排出量を28,737tとします。

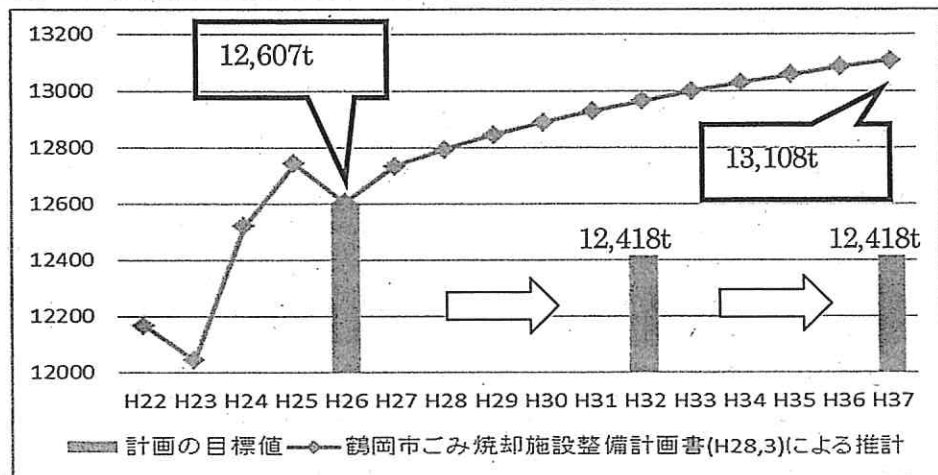


※4 前計画の平成26年度の実績値は31,231tであり、本表の31,305tと相違しています。この相違理由は、計画目標値に前計画の実績値には含まれていなかった粗大ごみ（26年度実績は74t）を含めていることです。

### (3) 事業系ごみの排出量

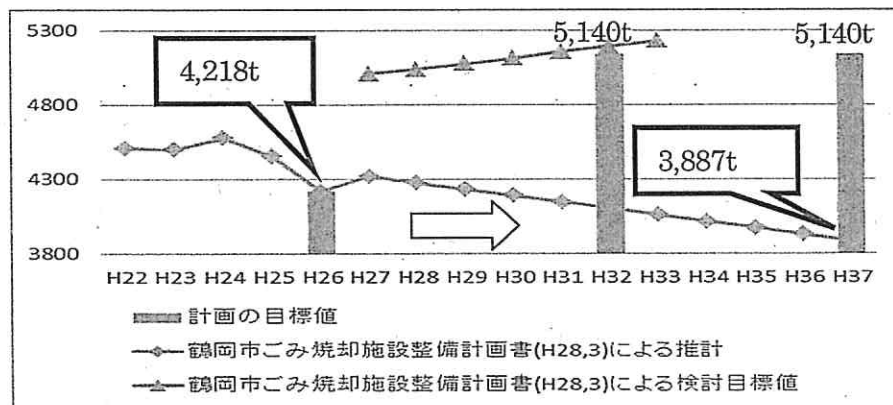
事業系ごみの排出量は、資料「ごみ排出量等の将来推計」では平成26年度の12,607

tから増加傾向となり、37年度では13,108tに増加すると推計されますが、増加をおさえて37年度における排出量を12,418tとします。



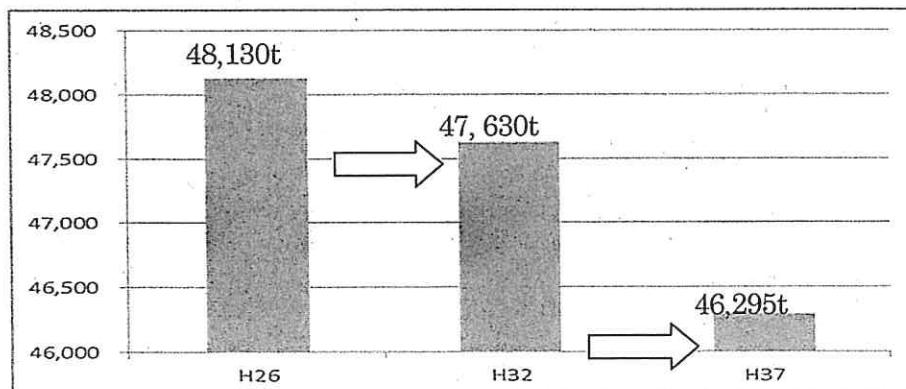
#### (4) 集団回収量

集団回収量は、資料「ごみ排出量等の将来推計」では平成26年度の4,218tから減少傾向となり、37年度では3,887tに減少すると推計されますが、増加を目的とした対策を検討、実施して、37年度における回収量を5,140tとします。



#### (5) 家庭系・事業系ごみ排出量と集団回収量の合計

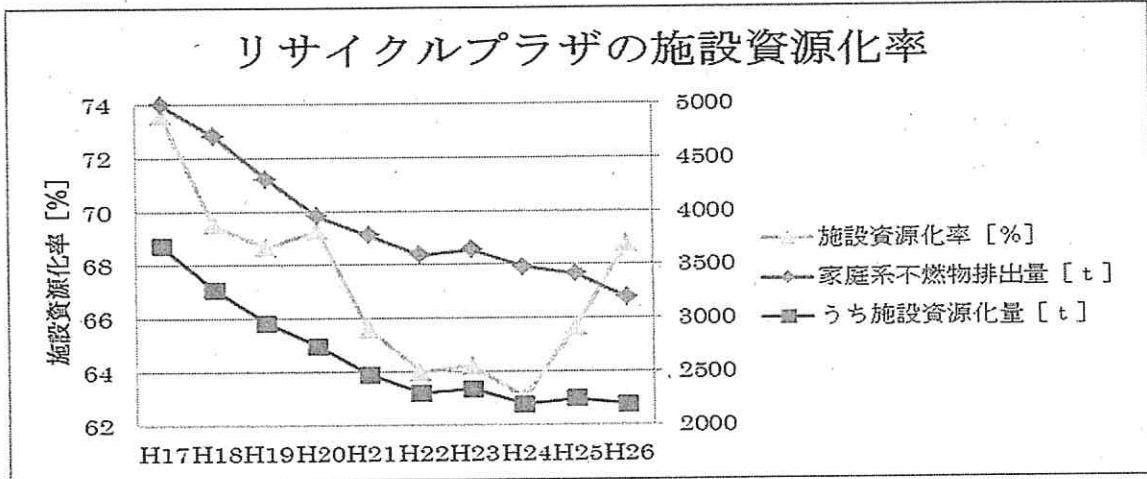
家庭系・事業系ごみ排出量と集団回収量の合計量は、平成26年度の48,130tから約4%、1,835t減量し、37年度における排出量を46,295tとします。



(6) 資源化率

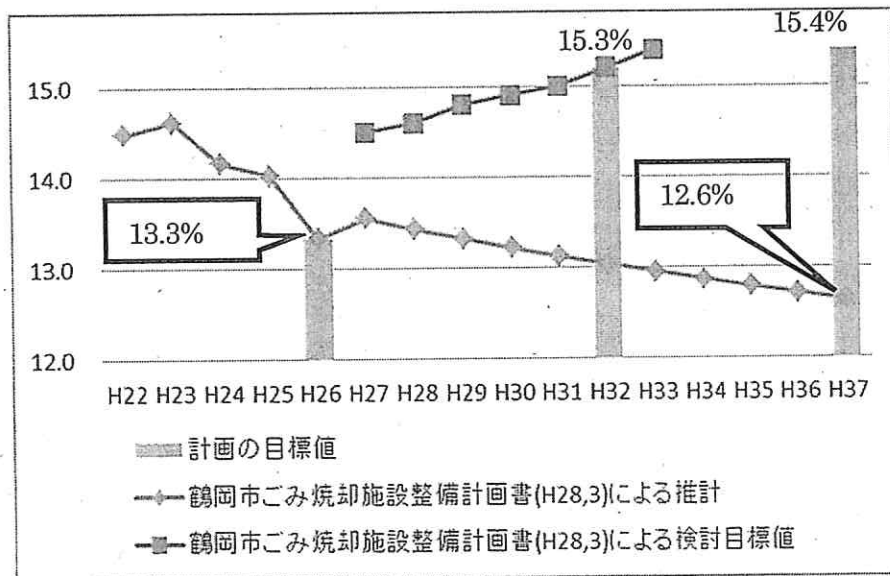
① リサイクルプラザの施設資源化率

前計画の期間である平成18年度以降、リサイクルプラザの施設資源化率は低下傾向にありましたが、ごみ分別徹底の啓蒙・啓発等によって24年度以降は上昇傾向となっています。今後も分別意識の向上に努めて、37年度における施設資源化率の目標値を70%とします。



② 資源化率

資源化率は、資料「ごみ排出量等の将来推計」では平成26年度の13.3%からさらに低下して37年度では12.6%になると推計されますが、リサイクルプラザの施設資源化率70%<sup>※1</sup>を達成、集団回収量増加にも努めて、37年度における資源化率の目標値を15.4%とします。



※1  $(\text{施設資源化量}2,842\text{t} \times 70\% + \text{集団回収量}5,140\text{t}) \div (\text{家庭系}28,737\text{t} + \text{事業系}12,418\text{t} + \text{集団回収}5,140\text{t}) \times 100 = 15.4\%$

## 第4章 計画推進に向けた施策

### 1 ごみ排出量削減のための取組み

#### (1) 家庭系ごみ減量の推進 【Reuse=リユース】 【Reduce=リデュース】

##### ① 家庭への啓発・誘導

- 「ごみになるものを買わない、増やさない」という啓発活動を進めます。
  - 大型店舗等と協力しながらのマイバック持参、ノーレジ袋運動の継続。
  - リターナブルびん商品・詰替え商品の購入
  - エコマーク商品、簡易包装商品の購入
  - 食材の使いきり、食べ残しをしない
  - 生ごみの水切り、堆肥化

##### ② 家庭ごみの有料化

- 家庭ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の適正・公平化とともに、市民の意識改革やごみ処理費の縮減を図るということで、県内でも庄内地域を除く全市町村が取り組んでいます。これらのことから、本市でも家庭ごみの有料化についての具体的な手法も検討しながら取組みを進めます。

#### (2) 事業系ごみの減量の推進 【Reuse=リユース】 【Reduce=リデュース】

##### ① 事業者への啓発・誘導

- 環境にやさしい製品の開発、製造、販売活動の啓発に努めます。
- 一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分と適正な排出及び処理の啓発と指導に努めます。
- 各種リサイクル法に基づく排出者責任の周知徹底を図り、ごみの排出抑制を促進します。

##### ② 施設搬入ごみの手数料見直しの推進

- 事業者がごみ焼却施設に搬入するごみについては、重量あたりの処理手数料が定められて

いますが、廃棄物処分業許可業者の活用による剪定枝や刈草等の減量化について研究・検討し、料金の適正化と搬入抑制を図るため、手数料見直しを進めます。

### ③ 率先した行政の取組みの推進

- 市の施設での省資源の推進や積極的なリサイクル製品の利活用を図ります。
- 市の施設から排出されるごみの減量化・資源化を推進します。

### (3) 環境学習、啓発・普及の充実

- ごみ減量化・資源化を図るため、ホームページ、フェイスブック、広報つるおか、マスコミなどそれぞれの情報媒体の特性を活かしながら効果的に情報発信をします。
- 鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」を活用し、作業見学・体験教室などの環境イベントを推進します。
- 町内会等における出前講座の開催など、市民と協働して環境教育・学習を推進します。
- 市内各地域の「廃棄物減量等推進員」との連携体制の構築に努めます。
- 鶴岡市への転入者に「鶴岡市のごみの出し方」情報を提供します。

## 2 リユース、リサイクルの取組み 【Reuse=リユース】 【Recycle=リサイクル】

### (1) 市民、事業者及び行政が協力した取組みの推進

- ペットボトル、食品トレイや紙パック等の店頭回収を推進します。
- 環境イベント等において、マイ箸、マイボトル持参や、リユースを促進するためのフリーマーケット開催の呼びかけを行います。
- 環境イベント等において、積極的なリサイクル製品の利活用、廃棄物のリサイクル促進について、情報の提供と啓発に努めます。
- 使用済み小型電子機器のイベント回収を継続します。
- 可燃ごみに含まれている布類を古着として再利用したり、リサイクルする方策の研究・検



討に努めます。

- 不燃ごみに資源である「びん」が多く混入していることから、分別の徹底と資源化に向けた啓発に努めます。

## (2) 集団資源回収運動の推進

- 地域が行う集団資源回収運動への支援を継続し、必要に応じて支援する品目の見直しも検討して、回収運動を更に推進します。
- 地域の状況等に応じて、集団資源回収運動を補う拠点回収を実施します。
- 資源回収量を維持若しくは増加することを目的とした鶴岡市資源回収運動実施要綱や鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱の改訂等の対策を検討します

## 3 適正かつ効率的なごみ処理の推進

### (1) 適正な収集・運搬の推進

- 町内会等による適正なごみステーションの設置を促進します。
- 廃棄物減量等推進員と協力して町内会等との連携を進め、事業系ごみ排出禁止等、適正排出を促進し、安全・安心かつ清潔なごみステーションの環境づくりに努めます。
- 排出状況に応じた効率的な収集・運搬体制づくりについて研究・検討します。
- 公平で、かつ、効率的な一般廃棄物収集運搬業務委託のあり方を研究・検討します。
- 一般廃棄物収集・運搬、一般廃棄物処分業、し尿等収集運搬、厨房雑排水汚泥処分業及び浄化槽清掃に係る許可については、高齢化等社会状況が変化する中で、求められる業務の質や量を的確に把握し、適正に事務を実施していきます。

### (2) 適正な処理及び処分機能の確保

- 稼働している一般廃棄物処理・処分施設の機能を維持し、廃棄物を適正に処理・処分します。



- 燃やすごみ処理施設については新たな施設の整備を推進します。
- 燃やさないごみ処理施設について、将来の適正な処理機能確保方策を検討します。
- 一般廃棄物最終処分施設については新たな施設の整備を推進します。
- し尿処理施設について、将来の適正な処理機能確保方策を検討します。
- 一般廃棄物の処理及び処分の広域化を研究します。

### (3) 処理困難物等の適正な処理の推進

#### ① 特別管理廃棄物の適正な処理の推進

- 廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして定められている特別管理廃棄物については、関係法令の規定に基づく適正な取扱いの啓発と指導に努めます。

#### ② 市で取り扱わないごみの適正な処理の推進

- 家電リサイクル対象品等、鶴岡市で取り扱わないごみについては、関係法令の規定に基づく適正な取扱いの啓発と指導に努めます。

### (4) 廃棄物対策事業コスト低減の推進

- 一般廃棄物処理・処分施設の効果的・効率的な維持管理、稼働に努めます。
- より効果的・効率的な塵芥収集事業及び指定ごみ袋の製造・販売のあり方を検討します。

### (5) 不法投棄対策・散在性ごみ対策及び海岸漂着ごみ適正処理の推進

#### ① 環境意識の向上

- 地域が行うクリーン作戦等を支援し、地域美化意識の醸成に努めます。
- 不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりを推進します。

#### ② 不法投棄対策・散在性ごみ対策の推進

- 庄内地区不法投棄防止対策協議会、鶴岡市不法投棄監視通報ネットワークと連携して、パ

トロール等を実施するとともに、不法投棄防止の啓発や投棄者の特定に努め原状回復を図ります。

### ③ 海岸漂着ごみの適正処理

- 山形県海岸漂着物対策推進協議会や「美しいやまがたの海プラットフォーム」運営委員会等と連携して「裸足で歩ける庄内海岸」を目指して海岸清潔度のランク向上に努めます。

## 4 市民・事業者・行政の役割分担

主 体	主な取組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ排出量削減のための取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ものを大切に長持ちさせ、特にごみの発生抑制(Reduce=リデュース)に努めます。</li> <li>・ごみの分け方・出し方は、決められたルールを守ります。</li> <li>・マイバック等を持参し、ノーレジ袋に協力します。</li> <li>・リターナブルびん商品、詰め替え商品の購入に努めます。</li> <li>・エコマーク商品、簡易包装商品の購入に努めます。</li> <li>・生ごみの水切りを徹底します。</li> <li>・循環型社会の構築に向けた高い意識を持つように努めます。</li> <li>・行政や地域が開催する研修会等に積極的に参加します。</li> </ul> </li> <li>○リユース、リサイクルの取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイ箸やマイボトル持参に努めます。</li> <li>・家電、容器包装等の各種リサイクル法に基づく排出をします。</li> <li>・積極的にリサイクル製品を利活用するとともに、廃棄物のリサイクルを推進します。</li> <li>・資源としてリサイクルできる紙類の可燃ごみからの分別を推進します。</li> <li>・資源である「びん」の不燃ごみからの分別を推進します。</li> <li>・ペットボトル、食品トレイや紙パック等の店頭回収に協力します。</li> <li>・使用済み小型電子機器のイベント回収に協力します。</li> <li>・地域が行う集団資源回収や拠点回収に協力しリサイクルを進めます。</li> </ul> </li> <li>○適正かつ効率的なごみ処理の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正なごみステーションの設置、ごみの排出をします。</li> <li>・事業系ごみ排出禁止等、適正排出を促進し、安全・安心かつ清潔なごみステーションの環境づくりに努めます。</li> <li>・特別管理廃棄物は関係法令の規定に基づき適正に取り扱います。</li> <li>・市で取り扱わないごみは関係法令の規定に基づき適正に取り扱います。</li> <li>・地域のクリーン作戦等へは積極的に参加します。</li> <li>・不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりに協力します。</li> </ul> </li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ排出量削減のための取組み               <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境にやさしい製品の開発、製造、販売に努めます。</li> <li>・廃棄物の発生量の少ない事業活動に努めます。</li> <li>・廃棄物の適正な分別、排出、処理をします。</li> <li>・各種リサイクル法に基づく排出責任者として、ごみの排出を抑制します。</li> </ul> </li> </ul>

<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋の削減等環境負荷の低減に努めます。</li> <li>・循環型社会構築に対する取組み等を市民に積極的にアピールし、周知します。</li> <li>・行政や地域が開催する研修会等に積極的に参加、協力します。</li> </ul> <p>○リユース、リサイクルの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種リサイクル法をはじめとする法令を遵守します。</li> <li>・積極的にリサイクル製品を利活用するとともに、廃棄物のリサイクルを推進します。</li> <li>・資源としてリサイクルできる紙類の可燃ごみからの分別を推進します。</li> <li>・資源である「びん」の不燃ごみからの分別を推進します。</li> <li>・食品トレイ等の店頭回収を推進します。</li> <li>・可燃ごみに含まれている布類を古着として再利用したり、リサイクルする方策の研究・検討に協力します。</li> </ul> <p>○適正かつ効率的なごみ処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として事業系ごみはごみステーションには排出しません。</li> <li>・特別管理廃棄物は関係法令の規定に基づき適正に取り扱います。</li> <li>・市で取り扱わないごみは関係法令の規定に基づき適正に取り扱います。</li> <li>・不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりに協力します。</li> </ul>
<p>行政</p>	<p>○ごみ排出量削減のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環型社会の構築を広く市民、事業者にも周知します。</li> <li>・体験学習や環境イベントを開催します。</li> <li>・市民、事業者及び行政の協働を進めるため、町内会における出前講座等を開催します。</li> <li>・鶴岡市への転入者に「鶴岡市のごみの出し方」情報を提供します。</li> <li>・廃棄物減量等推進員と連携して町内会等との協働体制構築に努めます。</li> <li>・法令に基づく適正な排出の周知徹底を図り、ごみの排出抑制と資源化を促進します。</li> <li>・ごみの有料化、処理手数料見直しの取組みを進めます。</li> <li>・3Rの取組みについて、情報の提供と啓発を推進します。</li> <li>・イベント等を利用したごみ減量の啓発を行います。</li> <li>・生ごみの減量方策について、研究・検討します。</li> <li>・市の施設での省資源の推進や積極的なリサイクル製品の利活用を図ります。</li> <li>・市の施設から排出されるごみの減量化・資源化を推進します。</li> </ul> <p>○リユース、リサイクルの取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境イベント等において、マイ箸やマイボトル持参や、リユースを促進するためのフリーマーケット開催の呼びかけを行います。</li> <li>・各種リサイクル法の啓発に努めます。</li> <li>・環境イベント等において、積極的なリサイクル製品の利活用、廃棄物のリサイクル促進について、情報の提供と啓発に努めます。</li> <li>・可燃ごみに含まれている紙類の中には資源としてリサイクルできるものが多く混入していることから、分別の徹底と資源化に向けた啓発に努めます。</li> <li>・不燃ごみに資源である「びん」が多く混入していることから、分別の徹底と資源化に向けた啓発に努めます。</li> <li>・食品トレイ等の店頭回収について市民への啓発に努めます。</li> <li>・使用済み小型電子機器のイベント回収を継続します。</li> <li>・可燃ごみに含まれている布類を古着として再利用したり、リサイクルする方策の研究・検討に努めます。</li> <li>・地域が行う集団資源回収や拠点回収の推進に努めます。</li> <li>・資源回収量を維持若しくは増加することを目的とした鶴岡市資源回収運動実施要綱や鶴岡市資源回収運動に係る報奨金交付要綱の改訂等の対策を検討します。</li> </ul> <p>○適正かつ効率的なごみ処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会等による適正なごみステーションの設置を促進します。</li> <li>・廃棄物減量等推進員と連携して町内会等との連携を進め、事業系ごみ排出禁止等、適正</li> </ul>

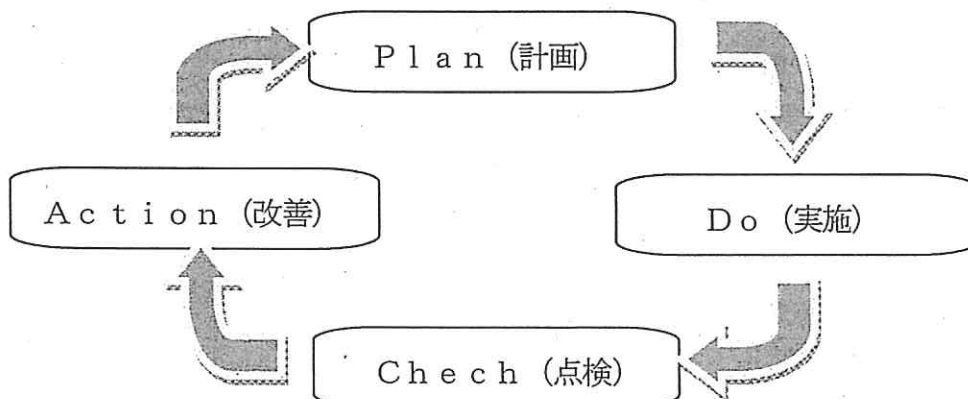
行政

- 排出を促進し、安全・安心かつ清潔なごみステーションの環境づくりに努めます。
- ・排出状況に応じた効率的な収集・運搬体制づくりについて研究・検討します。
- ・公平で、かつ、効率的な一般廃棄物収集運搬業務委託のあり方を研究・検討します。
- ・一般廃棄物の収集、運搬及び処分等に係る許可業務を適正に実施していきます。
- ・稼働している一般廃棄物処理・処分施設の機能を維持し、廃棄物を適正に処理・処分します。
- ・燃やすごみ処理施設については新たな施設の整備を推進します。
- ・燃やさないごみ処理施設について、将来の適正な処理機能確保方策を検討します。
- ・一般廃棄物最終処分施設については新たな施設の整備を推進します。
- ・し尿処理施設について、将来の適正な処理機能確保方策を検討します。
- ・一般廃棄物の処理及び処分の広域化を研究します。
- ・特別管理廃棄物の関係法令の規定に基づく適正な取扱いの啓発と指導に努めます。
- ・市で取り扱わないごみの関係法令の規定に基づく適正な取扱いの啓発と指導に努めます。
- ・一般廃棄物処理・処分施設の効果的・効率的な維持管理、稼働に努めます。
- ・より効果的・効率的な塵芥収集事業及び指定ごみ袋の製造・販売のあり方を検討します。
- ・地域が行うクリーン作戦等を支援し、地域美化意識の醸成に努めます。
- ・不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりを推進します。
- ・不法投棄対策、散在性ごみ対策を推進します。
- ・海岸漂着ごみの適正処理に努めます。

5 計画の推進管理

(1) 計画の推進管理

本計画を実効性のあるものにするため、取組みの進捗状況及び計画目標値達成状況について、毎年度、確認し、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(改善)を繰り返して、市民及び事業者と行政の協働による計画の推進を図ります。



(2) 取組みの進捗状況及び計画目標値達成状況の公表

計画に基づく取組みの進捗状況及び計画目標値達成状況については、毎年度、廃棄物減量等推進審議会に報告するなどして公表します。

### (3) 計画の見直し

この計画は平成32年度を中間年度とし、計画目標値の達成状況等を確認して見直します。

また、必要に応じて随時、見直しを行うこととします。

## 資料 　　ごみ排出量等の将来推計

※ 鶴岡市ごみ焼却施設整備計画書(H28.3)  
 (過去10年間の実績を基に予測したごみ排出量予測結果)

年度	28	29	30	31	32
人口 人	130,033	128,722	127,412	126,101	124,791
家庭系ごみ t/年	31,013	30,794	30,563	30,322	30,072
事業系ごみ t/年	12,793	12,844	12,889	12,929	12,965
集団資源回収 t/年	4,275	4,232	4,189	4,146	4,103
ごみ排出量 t/年	48,081	47,870	47,641	47,397	47,140
資源化率 %	13.1	13.2	13.0	12.9	12.8

年度	33	34	35	36	37
人口 人	123,480	122,170	120,860	119,549	118,239
家庭系ごみ t/年	29,815	29,553	29,285	29,013	28,737
事業系ごみ t/年	12,999	13,029	13,057	13,084	13,108
集団資源回収 t/年	4,059	4,016	3,973	3,930	3,887
ごみ排出量 t/年	46,873	46,598	46,315	46,027	45,732
資源化率 %	12.7	12.6	12.5	12.5	12.4

(案)

# 一般廃棄物処理実施計画

平成28年4月1日

山形県鶴岡市



# 平成28年度鶴岡市一般廃棄物処理実施計画

## 第1 総 則

1. 鶴岡市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念の実現を目指して、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のいわゆる3Rの考え方に基づくごみ減量資源化対策を推進します。
2. 計画期間 平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで
3. 計画の区域は、鶴岡市全域とする。

鶴岡市行政区域	1,311.53 km <sup>2</sup>
人口	129,630人
世帯数	45,332世帯

(※人口及び世帯数は平成27年10月1日国勢調査速報値より)

4. 平成28年度 実施計画におけるごみ減量等目標数値を次の通り設定する。

家庭系ごみ排出原単位	655 g/人・日
ごみ排出総量	43,544 t/年
リサイクル率	13.5 %

### 【一般廃棄物処理基本計画におけるごみ減量目標とリサイクル目標】

		平成26年度 (実績)	平成28年度
排 出 量	家庭系ごみ	t/年	31,305
	可燃物	t/年	28,044
	不燃物	t/年	3,187
	粗大ごみ	t/年	74
	事業系ごみ	t/年	12,607
	家庭系ごみ+事業系ごみ	t/年	43,912
集団回収等	t/年	4,218	4,275
家庭系ごみ排出原単位	g/人日	648	655
リサイクル率	%	13.3	13.5

5. この計画の実施細目は、市民部長が定める。



第2 一般廃棄物の発生量(平成28年度実施計画値)

一般廃棄物の発生量

一般廃棄物の種類	発生量	合計
もやすごみ	40,300 t / 年	43,464 t / 年
プラスチック製容器包装類 (ペットボトルを含む)	967 t / 年	
びん・缶	1,351 t / 年	
金属・その他	796 t / 年	
蛍光管・乾電池	50 t / 年	
粗大ごみ	80 t / 年	80 t / 年
し尿	2,671kl / 年	22,321kl / 年
浄化槽汚泥	19,650kl / 年	

第3 一般廃棄物の処理主体及び処理方法 (分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分)

1. 一般家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやすごみ	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	焼却	鶴岡市	埋立
プラスチック製 容器包装類	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	再資源化 業者	資源化
ペットボトル	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	圧縮梱包	再資源化 業者	資源化
びん	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	カレット化	再資源化 業者	資源化
缶	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	プレス	再資源化 業者	資源化
金属・その他	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	破碎・分別	鶴岡市 再資源化業者	残渣埋立 資源化
蛍光管・乾電池	鶴岡市 (委託)	鶴岡市	破碎・分別	再資源化 業者	資源化
し尿	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標 準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)
浄化槽汚泥	許可業者	鶴岡市	1次・2次処理標 準脱窒素方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)

## (具体的な取り組み)

- ① 家庭から排出されるごみは、分別を徹底し、減量に努めるものとする。
- ② 家庭から排出されるごみは、大気環境保全に配慮し、政令で定めるもの以外は、自己焼却処理行為を行わないものとする。
- ③ 家庭から排出されるごみは、指定袋による5分別収集とし、決められた日時及び場所(ステーション)に出す定点収集方式を徹底する。
- ④ 多量に発生したごみは、排出者自ら処理施設へ搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託する。
- ⑤ 粗大ごみは、鶴岡市リサイクルプラザに自己搬入するか、市が許可した一般廃棄物処理業者に処理等を委託する。
- ⑥ 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に係る対象品については、法に基づいて販売店・指定引取場所(業者)並びに市が許可した対象家電品収集運搬業者に処理を委託するものとする。
- ⑦ 使用済小型電子機器等の再資源化促進法(小型家電リサイクル法)に係る対象品目については、当面、パソコン等の高品位物を中心に、市のイベントを利用した回収を計画するものとする。
- ⑧ 再生資源化物(古紙、なかでも特に雑がみ・びん類・鉄屑類)は、集団資源回収運動や拠点回収による資源化を原則とする。
- ⑨ 生し尿は処理施設で適正な処理を行い、農村還元は行わないものとする。
- ⑩ 在宅医療廃棄物は、医療機関や薬局などへの返却を基本とするが、危険性や感染性のないもので、やむを得ない場合はもやすごみとして処理するものとする。
- ⑪ もやすごみとして排出されている古着等の資源化を研究する。

## 2. 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
もやすごみ	排出者 許可業者	鶴岡市 許可業者	焼却	鶴岡市	埋立
資源物 (古紙等)	排出者等	資源回収業者	資源化等	再資源化業者	資源化
し尿	許可業者	鶴岡市	1次・2次 処理標準 脱窒素 方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)
浄化槽汚泥	許可業者	鶴岡市	1次・2次 処理標準 脱窒素 方式	鶴岡市	残渣焼却 (埋立)

(具体的な取り組み)

- ① 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理するものとする。
- ② 事業活動に伴って排出されるごみの自己焼却処理行為を行う場合は、関係法令を遵守するものとする。
- ③ 廃棄物処理法により、主に事業活動による一般廃棄物の処理業は、市の許可により実施され、その許可業者は充足されている。しかし資源循環型社会構築のため一般廃棄物の資源化を積極的に推進するものについては、許可業者の拡大を図ることができるものとする。

## 第4 一般廃棄物の処理計画

### 1. ごみ処理実施計画

○平成28年4月に策定される鶴岡市一般廃棄物処理基本計画は、処理計画の推進及び実施のために必要な事項を定める。

#### (1) 一般廃棄物の排出抑制及びリサイクルの推進方法

##### ① 排出抑制の方法

	課題・目的	具体的な取組内容
広報・啓発活動	媒体等を使った きめ細やかな 情報発信・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>市広報やエコ通信のほか、インターネットやマスコミ等、様々なメディアによる情報発信を積極的に行う。</li> <li>市職員に対する分別講座を開催し、市民への啓発を促す。</li> </ul>
	組織活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴岡市廃棄物減量等推進員研修会や市職員との連絡・相談などを通じて、推進員の意識を高め地域活動推進を図る。</li> </ul>
	草の根の 推進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体等の分別説明会などを通じて、ごみ減量による環境にやさしい消費者運動を推進する。</li> <li>詰め替え商品やリサイクル商品の使用を促進するとともに、グリーン購入の普及、拡大に努める。</li> </ul>
	催事等での 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>3Rへの関心と意識を高めるため、不用品の活用によるリユース、リサイクルの方法等についての周知を図る。</li> <li>地域イベント等でのごみ減量・3R推進事業に協力・参加する。</li> <li>イベント等の際は、より積極的に廃棄物の減量、環境負荷の低減に配慮した取り組みに努めるよう要請していく。</li> </ul>
	学童期からの 環境教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ・環境問題は、社会的なモラルやマナーといった側面もあり、学童期における意識の醸成が肝要と考えることから、焼却施設やリサイクルプラザ見学等の郊外学習をはじめとする様々な機会を捉えながら啓蒙・啓発に努める。特にリデュース(発生抑制)の啓発に力を入れる。</li> </ul>

家庭系ごみ対策	課題・目的	具体的な取組内容
	ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境フェアにおけるフリーマーケットの取り組みなどを通して、ごみを出さない、不要なものを購入しないという気運を醸成していく。</li> </ul>
	生ごみ類の排出量抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみの排出量を削減する具体的な方策を周知する。</li> <li>生ごみの水切り徹底を心がけ、特に夏の期間には極力水分を減らして排出することを呼びかける。</li> </ul>
	生ごみ以外の排出削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団資源回収等を推進し、実施団体・実施回数の拡充を図る。特に雑がみ回収の拡大を周知し推進する。</li> <li>買い物袋を持参し、努めてレジ袋をもらわないようにする。</li> <li>小型家電の無料回収を随時実施していく。</li> </ul>
	分別指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内会、自治会等の協力を得て、ごみステーションでの早朝立哨指導や町内会単位等での分別説明会をより多く実施し、ごみの分け方・出し方の理解と分別徹底を推進していく。</li> </ul>
	高齢化等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみ世帯等のごみの排出及び収集のあり方を検討していく。</li> </ul>

事業系ごみ対策	課題・目的	具体的な取組内容
	分別指導の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動に伴って排出されるごみについて、分別の徹底、減量化・資源化を推進するための指導を強化する。</li> <li>許可業者等に対し、事業所より発生する廃棄物の排出抑制や資源化に関する指導、啓発を実施する。</li> </ul>
	多量排出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>鶴岡市事業系一般廃棄物減量推進指示要綱に基づく排出量の実態把握に努め、一定量を超える事業者に対しては同要綱に基づいた手順により廃棄物減量と発生抑制の啓発及び指導を実施する。</li> </ul>
	社会的責任としての環境保全意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化や再資源化等を積極的に実施している店を「環境にやさしい店」として認定し、広く市民に周知することで環境保全に関する意識の高揚を図る。</li> <li>食品リサイクル法に基づく、食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化の積極的な実施を促す。</li> </ul>
	発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>広く市民に浸透しているレジ袋無料配布取止めの更なる推進と、商品の簡易包装の実施を事業者の理解を得ながら更に進める。</li> <li>鶴岡市が所有・管理する施設(庁舎、公民館、学校等)から排出されるごみの減量化を図る。</li> </ul>

	課題・目的	具体的な取組内容
リサイクルプラザ機能の活用対策	施設の実態に即した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴岡市の資源循環型社会の構築をより積極的に推進し、市民や団体等の啓発・啓蒙を充実させるため、指定管理者にリサイクルプラザの管理運営を委託する。</li> </ul>
	ごみ減量と資源の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古本銀行や、再生工作室等を利活用した体験型学習・各種リサイクル教室を開催していく。</li> <li>・粗大ごみの内、再生可能なものを再生し、再生品の展示紹介や市民等に対し提供していく。</li> </ul>
	ごみ分別、資源化への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日の各種イベント等を含めた施設見学会を開催する。</li> <li>・鶴岡工業高等専門学校、東北公益文科大学、山形大学農学部など教育機関との連携事業によるリサイクル教室や研修会を計画していく。</li> </ul>

## ② 資源化の方法及び量

### A 資源化の方法

廃棄物の資源化を促進するため、家庭系ごみについては、「プラスチック製容器包装類」「びん・缶」「金属・その他」「ペットボトル」の指定袋での排出を徹底するとともに、鶴岡市リサイクルプラザにおいて、容器包装リサイクル法に添って指定法人等に引き渡す。また、鉄類についても回収し、資源化するものとする。

なお、事業系ごみについても、許可業者に対し分別収集の徹底と資源化の促進を指導する。

#### a 家庭系ごみ対策

家庭から排出されるもやすごみの中には未だに多くの紙ごみが混ざっている。これらの資源化を促進し集団資源回収量を増やすため、市民への啓発活動に努める。

#### b 事業系ごみ対策

事業所内の古紙回収を推進するため、工業団地、オフィス等の組織ぐるみでの資源回収を推進する。

### B 資源化の量（平成28年度実施計画値）

#### a ごみ排出前の資源化量

項 目	資源化量（年間）	備 考
資 源 回 収	4,275 t	古紙(雑がみ)、 金属、びん類等

#### b ごみ排出後の資源化量

項 目	資源化量（年間）	備 考
鉄/アルミ	619t	
カ レ ッ ト	592t	
ペ ッ ト ボ ト ル	247t	
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 類	531t	
蛍 光 管 / 乾 電 池	53t	
そ の 他	139t	



③ 収集・運搬計画

A 収集区域の範囲

鶴岡市全域

B 収集・運搬する一般廃棄物の量及び収集方法

(平成28年度実施計画値)

区分	廃棄物の種類	廃棄物の量(年間)	収集回数	収集方式	備考
家庭系 ごみ	もやすごみ	27,769t	週2回	ステーション方式	
	プラスチック製 容器包装類 (ペットボトル を含む)	967t	週1回	同上	
	びん・缶	1,351t	隔週 1回	同上	
	金属・その他	796t			
	蛍光管・乾電池	50t	月1回	同上	
	計	30,933t			
事業系 ごみ	もやすごみ	12,531t	随時	許可業者による 収集又は自己搬入	
合計		43,464t			

④中間処理計画

A 一般廃棄物の搬入者別処理内訳量

(平成28年度実施計画値)

家庭系ごみ

区 分	廃棄物の種類	処 理 量 (年間)	
		鶴岡市焼却処理施設等	リサイクルプラザ等
鶴岡市 (収集委託)	もやすごみ	27,769t	
	もやさないごみ		3,164t
排出者 (自己搬入含む)	粗大ごみ		80t

事業系ごみ

区 分	廃棄物の種類	処 理 量 (年間)	
		鶴岡市焼却処理施設	
許可業者	もやすごみ	10,313t	
排出者 (自己搬入)	もやすごみ	2,218t	

B 中間処理施設の概要

a 可燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市焼却処理施設
所在地	鶴岡市宝田三丁目13番6号
公称能力	165/24h(82.5t/24h×2炉)
処理方式	機械炉

b 不燃ごみ処理施設

施設名	鶴岡市リサイクルプラザ
所在地	鶴岡市水沢字水京68番地の1
処理能力	・びん缶15t/日・金属その他10t/日 ・粗大ごみ8t/日
処理方式	資源回収方式
処理能力	・プラスチック製容器包装11t/日・ペットボトル2t/日
処理方式	減容圧縮梱包

c 蛍光管・乾電池処理施設

施設名	野村興産(株)イトムカ鉱業所
処理量	蛍光管14t/年 乾電池37t/年
処理方式	水銀回収(乾電池)
所在地	北海道北見市留辺蘂町字富士見217番地の1
施設の種類	水銀含有廃棄物再資源プラント
公称能力	20t/日

⑤ 最終処分計画

最終処分場の概要

名 称	岡山一般廃棄物最終処分場
所 在 地	鶴岡市岡山字大谷地16番地
埋立面積	23,400 m <sup>2</sup>
計画埋立容量	225,000 m <sup>3</sup>
平成27年度末 残余容量見込	37,088 m <sup>3</sup>
平成28年度 計画埋立容量	8,354 m <sup>3</sup>
平成28年度末 残余容量見込	28,734 m <sup>3</sup>
埋立方法	管理型 サンドイッチ方式

## (2) 生活排水（し尿・汚泥）処理実施計画

### ① 収集・運搬計画

#### A 収集区域の範囲

鶴岡市全域 1,311.53 km<sup>2</sup>

人口 129,630 人（平成27年10月1日 国勢調査速報値より）

世帯数 45,332 世帯（平成27年10月1日 国勢調査速報値より）

下水道等の普及率（平成27年3月31日現在、人口132,313人）

	整備済人口(人)	件数(戸)	普及率(%)
・公共下水道事業	98,976	38,095	74.8
・集落排水事業	18,154	5,189	13.7
・浄化槽事業	1,428	475	1.1

#### B 収集・運搬する一般廃棄物の量、収集方法

廃棄物の種類	廃棄物の量(輦)	収集回数	収集方法
し尿	2,671kl	土・日・祝日を除く毎日	許可業者による各戸収集方式
浄化槽汚泥	19,650kl	同上	許可業者による各戸収集方式

### ② 中間処理計画

#### 処理施設の概要

施設名	鶴岡市し尿処理施設
所在地	鶴岡市宝田三丁目13番6号
処理能力	152kl/日（生し尿63kl/日 浄化槽汚泥89kl/日）
処理方式	1次・2次処理 標準脱窒素処理方式
放流水	BOD 10mg/l以下 SS 10mg/l以下 大腸菌群数 3,000個/l以下

### ③ 最終処分計画

- 中間処理施設から排出される汚泥を焼却する。

○鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 17 年 12 月 26 日条例第 265 号

改正

平成 25 年 3 月 22 日条例第 2 号

平成 25 年 9 月 19 日条例第 37 号

鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 5 条の 7 の規定に基づき、鶴岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 住民組織等の代表者
- (4) 関係商工業団体の代表者
- (5) 事業者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成25年3月22日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。

